

**都内初！区民に安心を提供  
区内企業4社と「津波等の水害時安心協定」を締結**

件名

日時 9月7日(火) 15時

会場 防災センター災害対策本部室(東陽4-1-1-28)

主催 江東区・区内企業4社

担当 防災課防災計画係(電話3647-9584)

写真 区長と各社代表者

**内容**

7日、江東区(山崎孝明・区長)は、(株)IHI(豊洲3)、(株)竹中工務店東京本店(新砂1)、日立公共システムエンジニアリング(株)(東陽2)、(株)LIXIL(大島2)と、「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結した。江東デルタ地帯に位置し、海拔が低く、水害に弱いとされる江東区では、東日本大震災以降、水害時に民間企業・地域住民等が所有する建物の高層階を、区民の一時避難場所として開放してもらうしくみづくりを検討してきた。既に帰宅困難者対策として「災害時協力協定」を締結している4社に要請したところ、快諾を得て協定締結に至った。協力内容は、一時避難施設としての施設使用と近隣住民に対する避難誘導。期間は、原則として、各企業の勤務時間に災害が発生した場合に適用する。大規模な水害発生時は施設周辺の水害が収束するまで。また、津波の場合は、東京湾内湾において、大津波警報が発表されたときから大津波警報の解除により津波の恐れがなくなった時点までとする。

**説明****【協定締結の目的】**

東京湾はその形状から大きな津波が起こりにくく、また、高潮対策として防潮堤等が東京湾及び河川流域に整備されているため、江東区内に大きな津波が押し寄せる心配はない。しかし、東北地方を襲った津波の映像等を目にした区民の不安が大きいため、区民に安心を提供することを目的として本協定を締結する。

**【協定内容(抜粋)】**

●協力：区は、津波等の水害発生時に各社の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について要請することができる。各社は、可能な範囲において、通常業務に並行して協力するものとする。ただし、避難勧告または避難指示が発令され、かつ緊急を要する場合などは、区からの要請がなくとも各社の判断で一時避難施設を提供できるものとする。①一時避難施設としての施設使用 ②近隣住民に対する避難誘導

●効力：本協定の有効期間は、平成23年9月7日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、区、各社いずれからも何らの申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

**【締結先企業】(順不同)****●株式会社IHI(豊洲3-1-1)**

(水害時) 避難者収容人数 約200人 避難場所 3階受付フロア(約200㎡)

(津波時) 避難者収容人数 約150人 避難場所 12階共用会議室 約150人(約150㎡)

**2枚目に続きます。**

**1 枚目の続きです。**

- 株式会社竹中工務店東京本店(新砂1-1-1)  
(水害・津波時) 避難者収容人数 約100人 避難場所 5階会議室(約100㎡)
- 日立公共システムエンジニアリング株式会社(東陽2-4-18)  
(水害・津波時) 避難者収容人数 約325人 避難場所 6階ホール(約325㎡)
- 株式会社LIXIL(大島2-1-1)  
(水害・津波時) 避難者収容人数 約50人  
避難場所 事務所棟もしくはショールーム棟(約50㎡)

**【コメント】**

- 山崎孝明江東区長：東日本大震災の大津波の映像を見た事で、想定外の災害に対する区民の不安が高まりました。関東大震災でも津波は1メートルで、歴史的に見ても津波は来ないと思います。しかし、万が一災害が起きたときに、区民に安心して避難できる場所を提供することが必要と考え、準備してまいりました。まず、第1号としてこの協定を結んでいただいたことに感謝しております。  
これを呼び水として、協定の輪を広げて生きたいと思っています。  
万が一を想定して、区民の安心を提供することが大切ですので、皆さんの勇気ある決断に感謝します。
- (株)IHI取締役 坂本讓二氏・日立公共システムエンジニアリング(株)代表取締役 取締役社長 石坂裕之氏：今回の話をいただき、地域貢献として協力したいと考えました。
- (株)竹中工務店東京本店執行役員本店長：篠井 大(ささい だい)氏：今回の大震災を経験し、日常業務の中でいざという時に備える姿勢が大切と考えました。今回の話をいただき、日常業務の中から、地域協力をしていこうと考えました。
- (株)LIXIL総務部長 氷室俊男氏：地元企業として役に立つことはできないかと思っておりました。安心できる環境を提供したいと考えております。